

## 42.10(中間手続-12)

### 出願人が代理人によって出願審査の請求の手続をする場合において、出願審査請求書にその出願人の住所の記載がない場合の取扱い (特・実)

請求人が出願人本人であり、かつ、その代理人が手続をする場合において、当該請求人の住所(居所)が記載されていない出願審査請求書をもって請求がなされたときは、他の事項に不備がない限り、当該請求書を受理する。

#### (説明)

請求人が出願人本人であるときは、願書において出願人は特定されていることから、「請求人」の氏名(名称)と当該書類の記載事項全体から判断して同一人と認められる場合は、本文のとおり取り扱う。